

平成 23 年度文部科学省  
委託事業報告書

「専修学校等の質保証に関する専門的な人材の養成方策  
についての調査研究」

報告書

平成 24 年 3 月

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会



## まえがき

近年のグローバリゼーションの進展の下で、知識基盤社会が急速に進展している。こうした社会の変化の中で、国境を越えたヒト・モノ・情報のモビリティが高まりつつあり、社会の多くの分野で競争的環境が醸成されつつある。このような動向は、特に、高等教育段階から成人教育／職業教育段階に至る人材育成のステージをグローバルに拡大し、国家・地域の枠組みを越えた教育訓練の機会の増加とともに、学習成果の評価を行うための国際的レベルでの共通枠組み構築に大きな影響を与えている。

他方、欧州をはじめ多くの国・地域の経済状況は困難な局面を迎えている。我が国においても、貿易赤字が戦後最大の額に達したり非正規雇用者の割合が高止まりしたりしているなど、厳しい経済状況が続いており、こうした状況の打開が重要な政治的・社会的課題となっている。

このような事情の下で、高い専門性と実践的なスキルを持った人材の養成が、喫緊の社会的課題として注目を集めるようになってきており、多くの教育機関・職業訓練機関において、教育や訓練の質の向上に向けての取組が始まっている。

専修学校や各種学校は、従来から、社会のニーズを反映した、実践的で応用的な専門教育を実施してきた。こうした実績を踏まえ、現代社会の要請に的確に答えていくためには、専修学校等における教育の質の向上を図り、それらを社会的に保証していくことが必要である。その第一歩としては、専修学校等に関わる教員や管理運営者などの意識を高め、自己点検・評価を中心とする教育の質の向上に向けての取組を継続的に実施し、PDCA サイクルと呼ばれる行動パターンを定着させていくことが求められよう。

こうした背景のもと、平成 23 年度、文部科学省からの委託事業として「専修学校等の質保証に関する専門的な人材の養成方策についての調査研究」が実施されることになった。その成果として、このたび、専修学校等の質保証を念頭においた専門的人材の養成プログラムを開発したところである。

本人材養成プログラムは、基本的には、専修学校等の質保証に関する基礎知識の習得を目的としたものであり、当該領域でのエキスパート養成を想定したものではないが、多くの関係者が本プログラムに参加し、自己点検・評価を中心とする質保証の仕組みや方法を習得することで、社会的に望まれる質保証が実現するものと思われる。このような取組は、また、自らの競争力を強化することにもつながるものであり、競争的環境が成熟しつつある中で、教育機関としてのミッションの実現に大きく貢献するものと思われる。

本人材養成プログラムの開発を進める際に挙げた課題については、本報告の「第 4 章 今後の課題」に記している。今後は、これらの課題の検討を進めつつ、継続的に本プログラムの改善が図られることが期待される。

本人材養成プログラムの開発に当たっては、専修学校関係者をはじめ多くの方々からご協力をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。本プログラムが、専修学校等の関係者にとって、質向上の一助となることを心から望むものである。

平成 24 年 3 月

有識者会議 主査  
笹井 宏益

国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官

## 委員名簿

平成 23 年 8 月 22 日現在（順不同、敬称略）

### 【有識者会議委員・オブザーバ】

主査	笹井 宏益	国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官
副査	額田 順二	国立大学法人 横浜国立大学 教育人間科学部 教授
委員	五十嵐 克也	日本商工会議所 事業部長
委員	浦山 哲郎	学校法人 浦山学園 富山情報ビジネス専門学校 理事長
委員	大塚 高慶	社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 審査・認定委員会 副委員長
委員	大塚 雄作	国立大学法人 京都大学 高等教育研究開発推進センター 教授
委員	菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会 財団法人 専修学校教育振興会 事務局長
委員	桜林 正巳	社団法人 全国外国語教育振興協会 事務局長
委員	前田 早苗	国立大学法人 千葉大学 普遍教育センター 教授
委員	山本 弘子	カイ日本語スクール 代表
委員	宮澤 賀津雄	ISO/TC232 国内審議委員会 委員長 学校法人 早稲田大学 IT・教育研究所 研究員

オブザーバ 藤野 公之 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 課長

### 【事務局】

細谷 僚一	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 理事・上席研究員 電気通信大学 教授 ISO/TC232 国内審議委員会 委員
麻野 慎哉	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 事務局次長
中村 公美	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 研究員 ISO/TC232 日本代表専門委員
西本 修平	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 運営スタッフ
大芦 智佳子	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 運営スタッフ
星川 香奈	一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 運営スタッフ
宮澤 賀津雄	ISO/TC232 国内審議委員会 委員長

# 目 次

まえがき

委員名簿

## 第 1 章 調査研究の実施概要

1-1 調査研究のテーマと趣旨	1
1-1-1 調査研究のテーマ	1
1-1-2 調査研究の趣旨	1
1-2 調査研究の内容及び実施方法	2
1-2-1 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案等の開発	2
1-2-2 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案等の試験運用	3
1-2-3 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム（案）等の開発	5
1-2-4 開発した人材養成プログラム（案）等に関する意見交換	5
1-2-5 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラムの開発及び 本事業に関する報告書の作成	6
1-3 調査研究の実施体制及びスケジュール	7
1-3-1 実施体制	7
1-3-2 全体スケジュール	8
1-3-3 委員会開催日程	8

## 第 2 章 調査研究の成果概要

2-1 報告書の概要	9
2-2 調査研究の成果概要	10

## 第 3 章 人材養成プログラムの開発

3-1 人材養成プログラム試案の開発	11
3-1-1 開発のための参考情報の収集	11
3-1-2 開発の際の留意点	12

3-2	人材養成プログラム試案の試験運用の実施及び成果	14
3-2-1	人材養成プログラム試案の試験運用の実施	14
3-2-2	人材養成プログラム試案の試験運用の成果と課題	23
3-2-3	人材養成プログラム試案の試験運用に関するまとめ	43
3-3	人材養成プログラム（案）の開発	44
3-3-1	人材養成プログラム試案 A-1 と A-2 の関係性	44
3-3-2	人材養成プログラム開発の経緯	44
3-3-3	人材養成プログラムの趣旨及び枠組み	44
3-3-4	人材養成プログラムの対象者	45
3-3-5	ワークショップ方式の導入	45
3-3-6	専修学校等の質保証に関する認識共有	45
3-4	人材養成プログラム（案）等に関する意見交換会の実施及び結果	46
3-4-1	人材養成プログラム（案）等に関する意見交換会の実施	46
3-4-2	人材養成プログラム（案）等に関する意見交換会の結果	48
3-5	人材養成プログラムの開発	55
3-5-1	人材養成プログラムの目的及び位置付け	55
3-5-2	人材養成プログラム A と B の関係性	55
3-5-3	教育分野別の質保証	56
3-5-4	人材養成プログラムの対象となる教育機関	56
3-5-5	受講者に対するフィードバック	56
3-5-6	その他の課題	56
第4章	今後の課題	58

**【別添資料】**

1. 専修学校等の質保証に関する人材養成プログラム
2. 人材養成プログラム試案教材一覧

# 第1章 調査研究の実施概要

## 1-1 調査研究のテーマと趣旨

### 1-1-1 調査研究のテーマ

本事業は、専修学校等の質保証に関する専門的な人材の養成方策についての調査研究をテーマとした。

### 1-1-2 調査研究の趣旨

経済状況の変化及びグローバル化、就労に対する価値観の多様化、加えて少子化等、専修学校を取り巻く環境が大きく変わる中、我が国における専修学校の重要性は再認識されている。しかしながら、この様な大転換期には更なる信頼性の向上が求められ、特に教育の質の確保と向上に向けた取組は不可避である。

我が国においても高等教育機関（大学型・非大学型に関わらず）は、産業界や企業が求める優秀な人材の育成の必要性、国際的な競争を背景に教育の質保証に取り組んでいる。特に大学では学校教育法第109条等に定められた制度として定着している。

また、非公式教育の分野においては、平成22年9月に国際規格「ISO29990 非公式教育・訓練における学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項」が発行され、教育事業者の質や、その国際的通用性の向上のための取組が本格化してきている。

一方で、我が国の専修学校教育においては、学校評価等の義務化（学校教育法第133条第1項）等が関係者等に認識されているが、体系的かつ組織的、全国統一的な質保証の制度が確立しているわけではない。しかし、専修学校の教育の目的は「職業もしくは実際に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」（学校教育法第124条）であり、大学とはその教育目的と教育手法等が異なるため、我が国の大学における質保証の制度をそのまま準用することは適切ではない。すなわち、専修学校の教育の質保証・向上に関する取組を強化するためには、専修学校やその他の専修学校教育に密接に関連する産業界や企業において実務経験を有している人材等が、教育の質保証のための知識や方法を身に付け、専修学校の外部又は内部からその教育の質を保証・向上できるように、専門的な人材を養成することが大変重要である。

本事業では、専修学校の教育の質保証を図るための専門的な人材を養成するために、以下を実施した。

- (1) 専修学校等の質保証に関する専門的な人材等の養成プログラム（以下「人材養成プログラム」という。）の試案及び当該プログラムで用いる教材の試案開発（2種類）。
- (2) 上記(1)で開発した人材養成プログラム試案等の試験運用。
- (3) 上記(2)の結果を踏まえた人材養成プログラム（案）等の開発。
- (4) 人材養成プログラム（案）に関する専修学校等の関係者との意見交換。
- (5) 上記(1)～(4)の結果を踏まえた人材養成プログラムの開発及び報告書の作成。

## 1-2 調査研究の内容及び実施方法

### 1-2-1 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案等の開発

#### (1) 開発する人材養成プログラム試案等の内容

人材養成プログラムの対象となるグループを特定し、その属性や既に持っている関連知識等に鑑みながら、下記のとおり人材養成プログラム試案を「人材養成プログラム試案 A (A-1 及び A-2)」と「人材養成プログラム試案 B」に分けて開発した。

人材養成プログラム試案 A：専修学校等を外部評価する人材

人材養成プログラム試案 A は、教育の質の保証という観点から「専修学校等を外部評価する能力を備えた人材」を養成するプログラムである。このプログラムの対象となる者には下記 A-1 及び A-2 の 2 通りの人材を想定した。それぞれの対象グループの属性に合わせた人材養成プログラム試案を開発し、講義形式だけでなく、専修学校等に対する外部評価の現場を想定したワークショップも織り交ぜたプログラム及び教材を開発した。

試案 A-1：教育事業者の質保証についての知識等を有しているが、専修学校等に関する知識等が不足している者を対象としたプログラム（以下「人材養成プログラム試案 A-1」という。）

試案 A-2：専修学校等における学校運営、教育指導や課程の編成等の実務経験を有しているが、質保証の取組に関する知識等が不足している者を対象としたプログラム（以下「人材養成プログラム試案 A-2」という。）

人材養成プログラム試案 B：専修学校等において質保証の取組に中心的な役割を果たす人材

人材養成プログラム試案 B は、「専修学校等において質保証の取組の中心となる人材」を養成するプログラムである。専修学校等における学校運営、教育指導や課程の編成等の実務経験を有しているが、質保証の取組に関する知識等が不足している者に対し、講義形式だけでなく、専修学校等における内部評価の現場を想定したワークショップも織り交ぜたプログラム及び教材を開発した。

#### (2) 開発のための参考情報の収集等

人材養成プログラムの試案開発の参考となる国内外の情報を収集した。情報収集に当たっては、WEB や文献等からの情報に加え、これまで弊社団が直接携わってきた ISO29990 及びその認証スキーム開発や教育の質保証に関連する国際シンポジウム・カンファレンス等で得た情報や国内外の人的ネットワークを最大限活用した。

##### ① 国内の参考情報

国内においては、本事業における弊社団の連携団体である財団法人 専修学校教育振興会（以下「専教振」という。）が、専修学校における教育の質保証・向上についての取組を行っており、そのノウハウを蓄積しているため、情報収集を行った。また、既に大学の認証評価を実施している独立行政法人 大学評価・学位授与機構の報告書も参考にした。

このほか、我が国における ISO29990 の認証スキームの開発を行った ISO29990 サービス認証スキーム検討委員会事務局（※1）は、教育訓練分野の質保証に関する具体的な知見を有しているため、情報

収集の対象とした。

※1 弊社、全国専修学校各種学校総連合会（以下「全専各連」という。）及び社団法人 全国産業人能力開発団体連合会が、同事務局を務めた。

## ② 海外の参考情報

既に学校教育の分野や職業教育の分野等における、幅広い質保証制度を確立している EU 諸国及び米国の参考情報を収集するとともに、ISO における教育訓練サービスの質保証に係る取組や評価基準等に関する情報を収集した。

## (3) 開発方法

人材養成プログラムの試案等は、有識者によって構成される会議（以下「有識者会議」という。）において、前述の(2)によって収集された情報等を基に、委託元の文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（以下「文部科学省」という。）の意見も取り入れながら開発を行った。有識者会議の委員は、文部科学省と協議の上で決定した。

## 1-2-2 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案等の試験運用

上記 1-2-1 で開発した人材プログラム試案 A 及び B の試験運用を行った。

### (1) 試験運用の実施方法

#### ① 対象者

人材養成プログラム試案 A については、先述の通り、A-1、A-2 という 2 通りの人材を想定し、試験運用を行った。試案 A-1、試案 A-2、試案 B の対象者に関しては、下記関連機関の協力のもと、参加者を募った。

試案 A-1: 本事業の有識者会議に委員を選出している教育事業者団体・組織等（専修学校の団体を除く）に依頼し、幅広い教育分野から教育の質保証に関して知見や実務経験を有している人材を推薦していただいた。

試案 A-2: 全専各連及び専教振に依頼し、学校評価や外部評価に関して積極的に取り組んでいる又は認識の高い専修学校を幅広い教育分野及び大都市圏に偏らず多様な地域から抽出し、外部評価を担うに相応しい人材を推薦していただいた。

試案 B: 全専各連及び専教振の全国的なネットワークを活用しながら、専修学校の地域性や教育分野のバランスを配慮して受講希望者を募集した。

#### ② 人数

各人材養成プログラム試案の受講者数は、以下のとおりとした。

試案 A-1 : 1 回当たり 20～30 名程度

試案 A-2 : 1 回当たり 20～30 名程度

試案 B : 1 回当たり 20～30 名程度

③ 講師

人材養成プログラム試案 A-1、試案 A-2 及び B の試験運用を担当する講師は、次の者のうち当該専門分野において実務経験を有する者を前提とした。文部科学省との協議の上、講師の選定を行った。

- ア) 専修学校を運営する者又はこれに準ずる者
- イ) 国際的な非公式教育の質保証の取組に関する専門家
- ウ) 大学の質保証の専門家

④ 教材

各科目を担当する講師が、教育の質保証及びその他関連分野に関する専門的知見や実務経験に基づいて作成・提供する資料、全専各連及び専教振等より提供された資料や有識者会議での議論を通じて整理された資料を教材とした。

⑤ 全体カリキュラム

この人材養成プログラム試案が開発された背景や意義を受講者に理解してもらい、同プログラムにおける学習成果を高めるため、カリキュラムの 1 コマ目にオリエンテーションを実施した。また、受講者の学習成果を評価するために、最終プログラムとして確認テストを行った。

⑥ 受講料

人材養成プログラム試案の試験運用の受講料は無料とした。

⑦ 会場

講義形式だけでなく、ワークショップ形式のプログラムにも対応できる会場を東京都内で確保した。

⑧ その他

ア) アンケートの実施

人材養成プログラム試案及びその教材に対する意見等を収集するため、講師及び受講者に対してアンケート調査を実施した。講師に対しては個別にアンケート記入を依頼し、受講者に対しては人材養成プログラム試案の試験運用における確認テスト終了後にアンケート記入のための時間を確保した。アンケート項目については、文部科学省と協議の上で決定した。

イ) 修了証の授与

人材養成プログラム試案を受講したことによる成果を確認テストによって評価し、人材養成プログラム試案 A-1、試案 A-2 の修了が認められた受講者に対しては「専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案 A-1 試験運用」もしくは「専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案 A-2 試験運用」の修了証を、人材養成プログラム試案 B の修了が認められた受講者に対しては「専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム試案 B 試験運用」の修了証を授与した。

## (2) 留意事項

試験運用の実施に当たっては、事前に文部科学省と協議し、その意見を適切に踏まえた。試験運用の実施結果については、1回ごとに以下の点について資料として整理し、文部科学省に提出した。

- ① 人材養成プログラム試案の全体構成の改善点
- ② 人材養成プログラム試案の各研修内容の改善点
- ③ 人材養成プログラム試案の試験運用に用いた教材の改善点
- ④ 講師が満たすべき要件
- ⑤ 受講者が満たすべき要件（受講資格）
- ⑥ 人材養成プログラム試案の受講修了証書の授与基準
- ⑦ 会場が満たすべき要件

### 1-2-3 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム（案）等の開発

上記1-2-2の試験運用の結果を踏まえ、上記1-2-1で開発した人材養成プログラム試案等に改善を加え、開発を行った。

#### (1) 人材養成プログラム（案）等の開発方法

上記1-2-2(2)で挙げた観点から整理した資料に基づき、試験運用の結果を有識者会議に報告し、人材養成プログラム試案等を見直し、開発を行った。

## (2) 留意事項

有識者会議での人材養成プログラム（案）等の開発に当たっては、事前に文部科学省と協議し、その意見を適切に踏まえた。

### 1-2-4 開発した人材養成プログラム（案）等に関する意見交換

上記1-2-1から1-2-3を経て開発した人材養成プログラム（案）等に関する意見交換会を開催した。

#### (1) 意見交換の方法

##### ① 対象者

上記1-2-2の試験運用に直接関わっていない専修学校等の関係者を対象とした。参加者の募集に際しては、全専各連から47都道府県の専修学校のデータ提供を受けて、弊社団が広域的に意見交換会開催の告知を行った。弊社団による意見交換会開催の告知以外にも、全専各連がその全国的なネットワークを活用して開催の告知を行った。

##### ② 人数

意見交換会の参加者数は、1回当たり50名以上とした。

参加者が50名以上となるため、例えば1校につき1名の参加に限ること、また、最大限の定員を収

容することができる会場を手配することなど、できる限り多くの専修学校が参加できるように配慮した。

③ 回数及び会場

意見交換会は、東京で1回、大阪で1回行い、上記②が収容可能な会場を手配した。

④ 内容

上記1-2-1から1-2-3を経て開発した人材養成プログラム（案）等の内容を専修学校等の関係者に説明し、それについての意見交換を参加者と行った。併せて、専修学校等に関する質保証の取組が求められる状況等についても参加者に十分な理解を促した。

⑤ 参加費

意見交換会への参加費は無料とした。

(2) 意見交換会の結果の取扱いについて

意見交換の結果を踏まえ、必要が生じた場合には、適宜、人材養成プログラム（案）等の改善を行うこととした。その際、有識者会議のメンバーの全員又は一部の者に意見を求めるとともに、文部科学省とも協議した。

(3) 留意事項

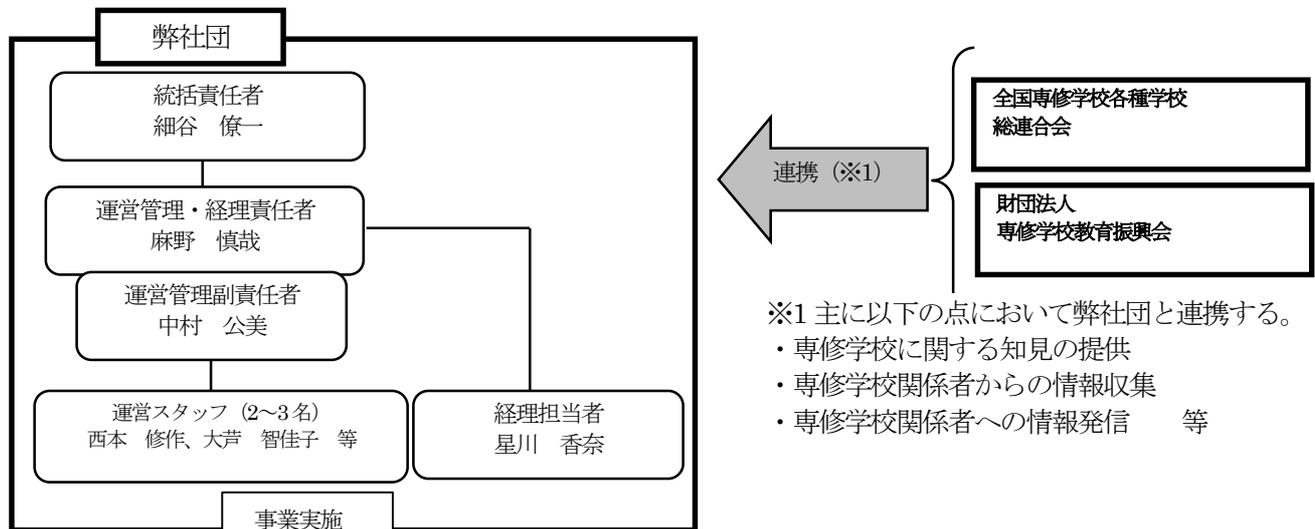
意見交換の実施に当たっては、事前に文部科学省と協議し、その意見を適切に踏まえた。

#### 1-2-5 専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム等の開発及び本事業に関する報告書の作成

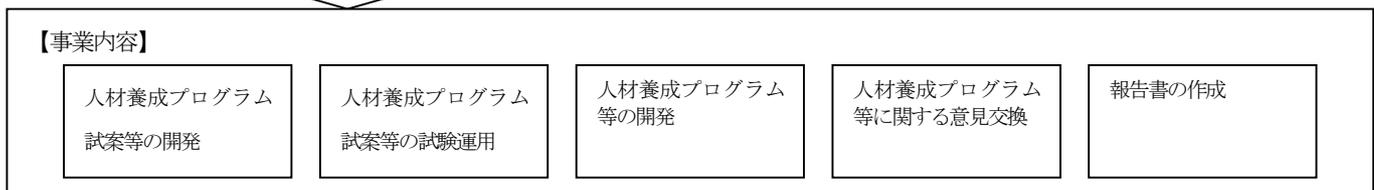
上記1-2-1から1-2-4までの結果を踏まえ、専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム等を開発した。同人材養成プログラムの策定に至るまでの具体的な調査研究の活動及び成果については、本報告書にとりまとめ、文部科学省に提出する。

### 1-3 調査研究の実施体制及びスケジュール

#### 1-3-1 実施体制



- ※1 主に以下の点において弊社と連携する。
- ・専修学校に関する知見の提供
  - ・専修学校関係者からの情報収集
  - ・専修学校関係者への情報発信 等



本事業を実施する主なメンバーの略歴及び担当業務を下表に示す。

#### 事業実施メンバー

氏名	略歴	担当業務
細谷 僚一	弊社 代表理事・上席研究員 電気通信大学 教授 ISO/TC232国内審議委員会 委員	業務監督 等
麻野 慎哉	弊社 事務局次長	運営管理、経理 等
中村 公美	弊社 研究員 ISO/TC232日本代表専門委員	運営管理補佐、個別調整、調査実施 等
西本 修平	弊社 運営スタッフ	調査実施補助 等
大芦 智佳子	弊社 運営スタッフ	調査実施補助、経理処理補助 等
星川 香奈	弊社 運営スタッフ	経理処理 等
宮澤 賀津雄	ISO/TC232国内審議委員会 委員長	ISO/TC232国内審議委員会との情報共有 等

### 1-3-2 全体スケジュール

具体的な事業の実施項目	平成 23 年					平成 24 年		
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1)人材養成プログラム試案等の開発								
①有識者会議の開催	◎	◎			◎		◎	
②開発のための参考情報の収集等	→							
③人材養成プログラム試案 A-1 の開発	→							
④人材養成プログラム試案 A-2 の開発	→							
⑤人材養成プログラム試案 B の開発		→						
(2)人材養成プログラム試案等の試験運用								
①人材養成プログラム試案 A-1 の試験運用の実施	.....→ (開発) (実施)		<8/25~8/27>					
②人材養成プログラム試案 A-1 の試験運用の結果整理及び提出	.....→ (結果整理) (提出)							
③人材養成プログラム試案 A-2 の試験運用の実施		.....→ (開発) (実施)		<10/9~10/10>				
④人材養成プログラム試案 A-2 の試験運用の結果整理及び提出		.....→ (結果整理) (提出)						
③人材養成プログラム試案 B の試験運用の実施		.....→ (開発) (実施)		<10/30~10/31>				
④人材養成プログラム試案 B の試験運用の結果整理及び提出		.....→ (結果整理) (提出)						
(3)人材養成プログラム等の開発					→			
(4)開発した人材養成プログラム等に関する意見交換会の実施								
①東京での開催						.....→ (開催準備) (開催)		<2/7>
②大阪での開催						.....→ (開催準備) (開催)		<2/1>
(5)最終報告書作成						→		
具体的な事業の実施項目	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	平成 23 年					平成 24 年		

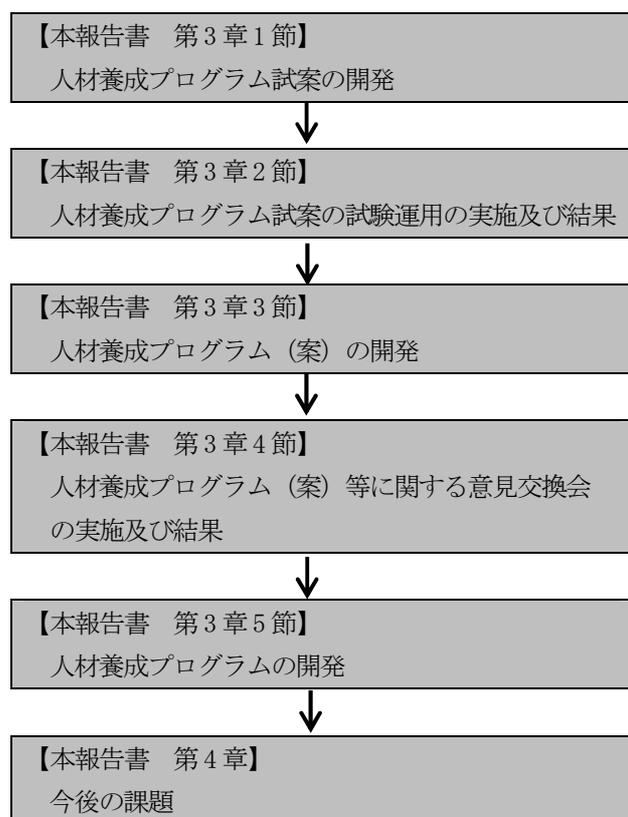
### 1-3-3 委員会開催日程

第 1 回有識者会議	平成 23 年 8 月 22 日 (月)	株式会社 内田洋行 新川オフィス 地下 1 階会議室
第 2 回有識者会議	平成 23 年 9 月 27 日 (火)	KM 駿河台ビル 2 階会議室
第 3 回有識者会議	平成 23 年 12 月 15 日 (木)	社団法人 日本図書館協会ビル 5 階会議室
第 4 回有識者会議	平成 24 年 2 月 24 日 (金)	茅場町アロマビル 7 階会議室

## 第2章 調査研究の成果概要

### 2-1 報告書の概要

本事業では、専修学校等の質保証に関する専門的な人材の養成方策を研究のテーマとし、その方策の一つとして「専修学校等の質保証に関する専門的な人材養成プログラム」(別添資料1)を開発した。同人材養成プログラムの策定に至るまでの具体的な調査研究の活動については、図1のとおり本報告書にとりまとめた。



【図1 調査研究活動の流れと報告書の構成】

まず、本報告書の「第1章 調査研究の実施概要」において述べた専修学校等の質保証に関する専門的な人材を養成する方策に関して調査研究する趣旨やその背景を踏まえ、「3-1 人材養成プログラム試案の開発」では、専修学校等の質保証に資すると思われる、国内における大学の認証評価や専修学校の自己点検・評価の取組等に関する情報、欧米諸国及びISOにおける教育訓練サービスの質保証に係る取組や評価基準等の情報を中心とした国内外の参考情報について収集した。また、本事業の有識者会議において指摘のあった人材養成プログラム試案を試験運用する際の「受講者からのフィードバック収集」及び「受講者のモチベーション向上」については特に留意し、人材養成プログラム試案の開発を行った。

開発した人材養成プログラム試案は、プログラムの目的及び対象者の属性によりプログラムを細分化し、人材養成プログラム試案A-1、試案A-2、試案Bの試験運用を実施した。試験運用の実施及びその結果の概要については、「3-1 人材養成プログラム試案の試験運用の実施及び成果」にまとめた。試験運用で使用した教材の一覧については、別添資料2を参照していただきたい。

次に、人材養成プログラム試案の試験運用の結果を受け、「3-3 人材養成プログラム（案）の開発」では、本事業の有識者会議において審議された、「人材養成プログラム試案 A-1 と A-2 の関係性」、「人材養成プログラム開発の経緯」、「人材養成プログラムの趣旨及び枠組み」、「人材養成プログラムの対象者」、「ワークショップ方式の導入」、「専修学校等の質保証に関する認識共有」についてまとめ、人材養成プログラム試案とその試験運用結果を踏まえた人材養成プログラム（案）の開発を行った。

その後、開発した人材養成プログラム（案）に対する専修学校等の関係者の意見を募るため、大阪と東京で意見交換会を実施した。その意見交換会の実施及び結果については、「3-4 人材養成プログラム（案）等に関する意見交換会の実施及び結果」に記した。これらの意見交換会で得られた主なフィードバックとしては、「人材養成プログラムの目的や位置付けを明確化する」、「人材養成プログラム A と B の関係性を整理する」、「各教育分野別の教育の質保証も考慮する」等が挙げられた。

これらのフィードバックについては、「3-5 人材養成プログラムの開発」に記したとおり、有識者会議において人材養成プログラムへの反映について審議していただき、人材養成プログラムの内容を確定した。完成した人材養成プログラムについては、別添資料 1 を参照していただきたい。

また、意見交換会で得た前述のフィードバックの他にも、有識者会議での審議内容を踏まえ、「第 4 章 今後の課題」において、本事業終了後も継続して専修学校等の質保証・向上を図るための重要な課題として、専修学校等が提供する教育のそのものの質をいかに担保していくかという課題を検討する必要性や、自己点検・評価や第三者評価等の既存の評価制度と人材養成プログラムの連携、専修学校等全体の質を向上するための仕組みや自己点検・評価の共通手法等の検討について提言した。

以上が本事業における調査研究の概要であり、詳細については第 3 章以降をご覧ください。

## 2-2 調査研究の成果概要

本事業における調査研究の成果は、前述の試験運用、意見交換会の実施及び有識者会議での審議を経て人材養成プログラムを策定したことであろう。

人材養成プログラム開発の過程において専修学校等の質保証を考える上で「専修学校等が提供する教育の質」と「専修学校等の管理・運営の質」の 2 つの視点があるとし、専修学校等が質の高い教育を提供していることを保証する上で、まずは当該専修学校等が教育機関として健全に管理・運営されていることを評価することが重要であるという前提に立った。現在、国が定める専修学校等の質保証に関するガイドラインが存在しないなか、このような前提に立ち「専修学校等に対する評価の特質」、「専修学校等に対する評価の在り方」、「専修学校等の教育と運営に関する評価項目」等を人材養成プログラムにおいて示したことは、一つの成果であると言える。また、これらの事項を踏まえ、人材養成プログラムにおいて専修学校等の質保証に携わる人材が学ぶべき具体的な内容を提示したことは、今後の専修学校等の質保証の取組に大きく寄与するであろう。

人材養成プログラムの「第 4 章 今後に向けて」に記したとおり、他の既存の評価制度との整合性、人材養成プログラム受講者の学習成果に対するフィードバックを与える仕組み、専修学校等全体の質を保証・向上する共通の手法等を検討することにより、人材養成プログラムを更に専修学校等の質保証に有益な内容として改善することが可能である。